



道路河川環境美化

身近な道路・河川を皆さんの手で美しく！「道路河川環境美化コンクール」参加団体募集！

建設課 管理係 ☎ 22-3187

コンクールの概要

- 対象 地域生活に密着したすべての道路・河川・水路
(延長20m以上または面積50㎡以上)
- 内容 花などの植栽による環境美化等
- 資格 ボランティアによる各種団体（任意の団体でも参加できます。）
- 締切 6月9日（金）午後5時まで
- 審査 7月から10月上旬にかけて管理状況・見栄え等の審査を行います。
- 表彰
 - ▷最優秀賞（1点） 賞金50,000円
 - ▷優秀賞（2点） 賞金20,000円
 - ▷佳作（5点） 賞金10,000円

※入賞者には、直接通知するとともに「広報あそ」で紹介します。
 ※事故などの責任及び参加に関する全ての費用は、参加者の負担とします。
 花等の種子・苗代については、一部ではありますが助成があります。

●申し込み・お問い合わせ 建設課管理係 ☎ 22-3187（直通）

市では、道路・河川の環境美化や住民の憩いの場づくりを推進しており、その一環として「道路河川環境美化コンクール」を実施します。日頃から道路・河川・水路の美化活動を行っている団体の皆さんは、ぜひご参加ください。

CITY INFORMATION

人権擁護委員の日

6月1日は「人権擁護委員の日」お気軽にご相談を！

人権啓発課 ☎ 22-3206

阿蘇市人権擁護委員

氏名	行政区	氏名	行政区
鎌倉 善光	狩尾3区	池部 眞智子	西2区
佐藤 和夫	竹原	坂梨 征子	桜町
佐伯 省五	山田	園田 みよ	西下原
家入 絹代	内牧2区	岩瀬 國興	横堀
甲斐 孝博	古神3区		

- お問い合わせ
阿蘇大津人権擁護委員協議会（熊本地方法務局阿蘇大津支局内）
☎ 096-293-2360

6月1日は、人権擁護委員法が施行された日です。全国人権擁護委員連合会では、毎年6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、この日を中心として特設の人権相談所を開設するなど、一層の人権尊重思想の啓発に努めることとしています。

市長からの推薦により、法務大臣から委嘱を受けた阿蘇市人権擁護委員は左記の方々です。相談は無料で、秘密は守られます。お気軽にご相談ください。

CITY INFORMATION



軽自動車税減免

軽自動車税の障がい者減免申請は5月31日(水)まで

税務課 市民税係 ☎ 22-3148

※減免の対象(障がいの等級程度)については、税務課にお問い合わせください。

なお、前年度に減免を受けた方も手続きが必要となります。

身体障がい者などで歩行が困難な方などが使用する軽自動車に対して

身体障がい者など(ただし、身体障がい者で年齢18歳未満のものまたは精神障がい者と生計同一者が所有する軽自動車等を含む)
(所有権が留保されたものである場合は、使用者を含む)

身体障がい者など
生計同一者
常時介護者

特に問わない
身体障がい者などの通院、通学、通所、生業などのために使われるもの

身体障がい者など1人につき、自動車(普通小型)、軽自動車を通じて、いずれか1台に限る

申請書
印鑑
自動車検査証

身体障害者手帳(原本)、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳(原本)
運転免許証
生計同一証明書※
常時介護証明書
通院証明書通学・通所証明書・生業などの証明書

●手続方法

申請に必要な書類を添えて、市役所税務課または各支所市民係の窓口にて申請してください。提出期限後の申請は受理できませんので、お忘れのないようお願いします。

●手続方法
申請に必要な書類を添えて、市役所税務課または各支所市民係の窓口にて申請してください。提出期限後の申請は受理できませんので、お忘れのないようお願いします。

の軽自動車税の減免は、障がい者が所有し、使用する軽自動車などについて、軽自動車税を減免することにより、障害を克服し、積極的に社会参加ができるよう税制上の配慮をおこなうものです。

軽自動車税の減免を希望する場合は、申請に必要な書類をご確認のうえ、5月31日(水)までに申請してください。

●減免対象の軽自動車等と申請に必要な書類 (○…必要 △…該当する場合に必要)

対 象	身体障がい者などで歩行が困難な方などが使用する軽自動車に対して			公益のために使用する軽自動車に対して	身体障がい者などのために使用する軽自動車に対して
所有者	身体障がい者など(ただし、身体障がい者で年齢18歳未満のものまたは精神障がい者と生計同一者が所有する軽自動車等を含む) (所有権が留保されたものである場合は、使用者を含む)			社会福祉法第2条第2項第1号から第5号までに掲げる第1種社会福祉事業をおこなう社会福祉法人(使用者である場合を含む)	特に問わない
運転者	身体障がい者など	生計同一者	常時介護者	特に問わない	
使用目的	特に問わない	身体障がい者などの通院、通学、通所、生業などのために使われるもの		利用者の移送や利用者の供与物品の輸送に使われるもの	身体障がい者などの利用に使われるもの
用途及び構造	自家用			自家用・事業用は問わない	●車椅子の昇降装置、固定装置または浴槽を装着するなど特別の仕様により製造されたもの ●自家用・事業用は問わない
減免台数	身体障がい者など1人につき、自動車(普通小型)、軽自動車を通じて、いずれか1台に限る			台数制限なし	
申請書	○	○	○	○	○
印鑑	○	○	○	○	○
自動車検査証	○	○	○	○	○
身体障害者手帳(原本)、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳(原本)	○	○	○	①社会福祉施設設立届出書の写し ②定款(もしくは定款変更認可書)の写し ③自動車運行状況書 ④写真(前、後、横、構造変更部分)	写真(前、後、横、構造変更部分)
運転免許証	○	○	○		
生計同一証明書※		○			
常時介護証明書			○		
通院証明書通学・通所証明書・生業などの証明書		△	△		

※生計同一世帯証明書…身体障がい者等と日常生活の資を共通している同居の親族(配偶者、血族6親等以内及び姻族3親等以内)でない場合に必要です。



市有地売却

市有地(2件)を売却します(条件付き一般競争入札)

財政課 管財契約係 ☎ 22-3204

市

が保有する宅地(2件)を条件付き一般競争入札により売却します。入札に参加される方は、事前に申込みが必要となりますので、次の要領に基づき、お申込みください。

●**受付期間** 5月8日(月)～24日(水)まで

午前9時～午後5時まで(土曜日、日曜日を除く)

●**受付場所** 阿蘇市役所2階財政課管財契約係

●**入札参加の条件**

▽阿蘇市に住民票を有する個人

▽阿蘇市に事務所を有する法人

●**提出物**

▽入札参加申込書(様式1号・実印を押印のこと)

▽身分証明書(本籍地のある市町村が発行した発行後1カ月以内の証明書)

▽住民票(発行後1カ月以内のもの)

▽印鑑登録証明書(発行後1カ月以内のもの)

▽納税証明書(発行後1カ月以内のもので市税を滞納していないもの)

▽誓約書(様式2号)

※申請に必要な様式は市役所財政課で配布するほか市ホームページに掲載しています。

【入札関連】

●**入札日** 5月31日(水)

▽公売第1号 午前10時

▽公売第2号 午前11時

○**入札場所** 阿蘇市役所 北側別館全員協議会室

※入札に参加する方は、下記入札保証金を5月30日(火)まで市に納入してください。

日(火)まで市に納入してください。

売却物件の概要

●**公売第1号**

(所在地) 阿蘇市一の宮町宮地
字泉 1288 番 11

(地 目) 宅地

(地 積) 359.07 平方メートル

(最低売却価格) 2,870,000 円

(入札保証金) 150,000 円



●**公売第2号**

(所在地) 阿蘇市内牧
字中町 147 番 6

(地 目) 宅地

(地 積) 446.14 平方メートル

(最低売却価格) 5,870,000 円

(入札保証金) 300,000 円



【位置図】





耐 震 診 断

安全ですか？あなたの住まい 戸建て木造住宅の耐震診断の費用を補助します



建設課 建築営繕係

☎ 22-3187

概 要

●耐震診断の補助を受けられる条件

- ①阿蘇市内に存在する戸建て木造住宅で、現に居住の用に供しているもの
(アパートは含まない)
- ②在来軸組構法によって建築された地上階数が2以下の住宅
- ③昭和56年5月31日以前に着工した戸建て木造住宅(一部併用住宅を含む)
- ④過去にその他の耐震診断等の補助を受けていない住宅

●補助対象者

- ①補助対象住宅を所有している者で、市税等の滞納がない人
- ②住宅の共有者がいる場合は、事業の実施について全員の承諾が得られる人

●補助金額

耐震診断に要する経費の3分の2以内の額で、1戸につき8万8千円を限度とします。

※補助金を超える費用は自己負担となります。

●募集戸数

10戸程度

※応募者多数の場合には抽選となる場合があります。予めご了承ください。

※耐震診断後の耐震改修工事の補助については、7月以降に実施予定です。

●募集期間

5月8日(月)～7月31日(月)まで

受付時間：午前9時から午後4時まで

(土曜日、日曜日、祝日は除く)

※抽選の場合は8月中旬に対象者を決定します。

※上記以外で熊本地震で一部損壊以上の被害が出た木造住宅についても、熊本県の耐震診断等補助事業の対象になる場合があります。詳しくは熊本県建築課(☎ 096-333-2535)までお問い合わせください。

戸 建て木造住宅の耐震化を促進し、安全で安心なまちづくりを目的に、耐震診断をおこなう所有者に対して費用の一部を補助します。

CITY INFORMATION

借金、離婚、相続、遺言、交通事故、刑事・・・など、ひとりで悩まずお気軽にご相談下さい。

受付時間：平日9時～17時15分 TEL：0967-22-5223 ※完全予約制です。

法律相談料が変わりました。

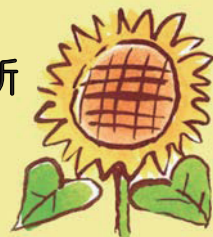
- ・初回相談が、30分まで無料になりました！
- ・初回30分超また2回目以降は30分3500円です。
- ※経済的に余裕がない方は、法テラスの無料法律相談制度をご利用になれることがあります。お問合せ下さい。

阿蘇ひまわり基金法律事務所

阿蘇地域に根ざした法律事務所です。

熊本県弁護士会所属

弁護士 森 あい(もり あい)



〒869-2612 阿蘇市一の宮町宮地2005-8-203(阿蘇市商工会一の宮支所となり)



住民票・戸籍

住民票・戸籍の第三者交付をお知らせする事前登録制度のご案内

市民課 戸籍係 ☎ 22-3135

概要

●登録できる人

- ▷阿蘇市の住民基本台帳に記録されている人または記録されていた人
- ▷阿蘇市の戸籍簿（除籍簿）に記録または記載されている人

●通知対象となる証明書

- ▷住民票（除票を含む）の写し
 - ▷戸籍全部（個人・一部）事項証明書、戸籍（除籍）謄本・抄本
 - ▷戸籍の附票の写し など
- ※ただし、国などの公的機関による公用もしくは弁護士などの裁判手続きなどに交付した場合は、通知の対象になりません。

●登録の方法

市役所市民課及び内牧支所、波野支所に登録申請書を用意していますので、必要事項を記入して申請してください。

[必要なもの]

- ▷印鑑
 - ▷本人確認書類（マイナンバーカードまたは運転免許証、旅券など顔写真が貼付されたもの1点、もしくは顔写真が貼付されていないものは健康保険証や介護保険証、各種年金証書などを2点）
- ※代理人が登録申請する場合、代理権の確認書類（委任状など）と代理人の印鑑及び本人確認書類が必要です。

●お知らせする内容

代理人または第三者へ証明書を交付した場合に登録者へ次の項目をお知らせします。

- 1 証明書を交付した年月日
- 2 交付した証明書の種類及び枚数
- 3 請求者の種別（代理人、第三者など）

市では平成28年4月から戸籍謄本や住民票の写しなどの不正請求及び不正取得による個人の権利が侵害されることを防止するため、代理人や第三者へ交付した場合に、事前に登録された方に対し、その事実をお知らせしています。

CITY INFORMATION

塗装・防水工事・メンテナンス

井上 株式会社

〒869-2302

熊本県阿蘇市三久保448番地22

web <http://www.aso-inoue.com/>

E-mail info@aso-inoue.com



塗装内容

（屋根・壁・破風板・軒天・デッキ・塀・他）

防水内容

（雨漏れ調査・屋上・ベランダ・コーキング・他）

-お見積・調査 無料-

もしも 0967-32-1501

広告